

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。})$$

平成30年3月期事業所別事業報告

	札幌支店	千葉支店	銀座本店	横浜支店	名古屋支店	大阪支店	広島支店	福岡支店
派遣労働者数 (報告対象期末日) (人)	16	0	112	36	16	61	4	27
派遣先の実数 (件)	34	2	176	77	29	69	12	40
マージン率 (%)	37.4%	35.0%	34.2%	36.2%	37.2%	37.0%	38.2%	35.8%
教育訓練事項	1. 安全衛生教育 2. 4S活動教育 3. 腰痛対策教育 4. その他OJT研修 (派遣先協力のもと救命救急研修等)							
労働者派遣に関する 料金額の平均 (円) (1日8時間あたりの額)	16,976	19,940	21,253	21,307	18,620	15,608	15,271	15,853
派遣労働者の賃金の 平均額 (円) (1日8時間あたりの額)	10,619	12,969	13,980	13,590	11,688	9,837	9,444	10,184
その他参考となると認められる 事項	1. 年次有給休暇制度 2. 雇用保険・社会保険 (健康保険、厚生年金) 3. 労働者災害補償保険 4. 定期健康診断 5. インフルエンザ予防接種補助 6. 交通費支給 【当社独自の取組み】 1. ベネフィット・ステーション 飲食店・宿泊施設・スポーツジム等の加盟店サービスの割引や加盟店サービス利用時のポイント付与、無料eラーニング講座等の利用ができます。 2. 皆勤祝いプレゼント							

